

学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日

1 基本的な考え方

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

～いじめ防止対策推進法第2条（定義）～

本方針および行動計画は、国・岡山県・岡山市のいじめ防止対策基本方針をふまえ、互いの人権を尊重しあい、いじめを生まない・いじめを許さない子どもの育成と学校づくりをめざして、福渡小学校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方と、学校・家庭・地域協働で取り組むべき行動計画をとりまとめたものである。

言うまでもなく、いじめ・差別の芽や根は、どこにでもあり、農山村部の小規模校である本校でも、その認識に立った学校づくり・学級づくりを進めていかなければならない。

いじめは人権という観点でとらえれば、時に命にも関わる重大な人権侵害である。また、教育という観点からとらえれば、関わった子どもすべてに対して、どのようなものの見方や考え方を育て、成長・変容を促していくのかという大きな教育課題である。

学校は何よりも「安全・安心」の前提があって、その上に、はじめて個々の子どもの花が咲く。

福渡小の子どもたちが、本来持っている自分の良さや力を最大限発揮し、友達とつながりながら、自分に誇りと自信を持って学校生活を送っていけるよう、いじめ防止に全力で取り組みたい。

2 福渡小学校の現状と課題

本校の子どもたちは素直で温かく、黙って人の話を聞き、まじめに掃除するなど落ち着いた生活ができる。また、異年齢集団のつながりが深く、上級生が下級生をかわいがり、下級生も上級生を慕う風景が、校内のあちこちで自然に見て取れる。

その一方、小さいときからほぼ同じ小集団で生活しているため、人間関係が固定化しやすく、自分の意思を明確に伝えたり力や、コミュニケーションを通じて友達との葛藤場面を乗り越え、解決する力がやや弱い傾向が見られる。

いじめを生まない学級・学校を創るためには、充実した学校生活の保障が最も重要である。

特に、

- 「楽しくわかる授業が行われ、豊かな学力を身につけるとともに、学び合う中で自尊感情・自己肯定感を高め、他者理解を深めること」
- 「生活・学習規律が身につく、安心して生活や学習ができる基盤が整っていること」
- 「豊かなリレーション（人間関係）が紡がれ、友達と楽しく学校生活を送れていること」
- 「学習や生活場面で自分が認められ役に立っているという自己有用感を持つこと」が大切である。

福渡小学校では「かがやきあふれる子」の育成をめざし、以下の「福笑プラン」を軸に、教育活動を進めている。

○かながえる子	: FP 1 : 生きる学力の向上
○がんばる子	: FP 2 : 健康・体力の向上
○やさしい子	: FP 3 : 心豊かな心の育成
○きょうどをあいする子	: FP 4 : グローバルマインドの育成
基盤として	: FP 5 : 「かがやき」を支える環境づくり
	: FP 6 : 地域・保護者の信頼に応える学校運営

本校がめざす「かがやきあふれる子」の育成の観点、いじめを生まない・いじめをおこさない学級・学校づくりの観点と重なっており、人権教育とも関連づけながら、「福笑プラン」に沿った日々の教育実践の充実・積み上げを通じて、いじめの防止につなげていきたい。

3 いじめの未然防止

いじめの未然防止、そのための「いじめを生まない学級・学校風土づくり」が最も重要である。福渡小学校は以下の実践を通して、いじめの未然防止に取り組む。

(1) 授業づくりと学力向上

学校生活の大半を占める授業で、自分の意見が友達に認められたり、自分とは異なる友達の意見・考えに刺激されて、自分の考えを広げたり深めたりしながら学び合い、互いの意見を認め合うことができれば、いじめのない学級の基盤を創ることができる。

(取り組み例)

- 「めあて・まとめの明示」「書く場面の確保」等を位置づけた楽しくわかる授業を積み重ねる。
- 授業研究による授業力向上（全教員の研究授業公開・参観日授業の工夫）等

(2) 生活・学習規律・ルールの徹底

ルールとは「みんなが気持ちよく生活するために守るべき約束事」である。学習規律と生活ルールを学級開きの初期と毎学期はじめに集中的に取り上げ、定着を図る。

(取り組み例)

- 学級開きの初期と毎学期はじめに「学習用具の忘れ物0」「家庭学習の仕方」「ノーチャイム着席」「ノートの手書き方」等の指導・確認をする。
- 気持ちよいあいさつを広げるためのあいさつ運動を行う。

(3) 縦割り班や体験活動を通じた自己肯定感・自己有用感の涵養

異年齢集団の中で自分が役立つ経験や、社会の中で自分が役立つ経験・体験活動は、自尊感情を高め自己肯定感・自己有用感を育てる。

(取り組み例)

- 縦割り班活動（通学班、縦割り掃除、児童会集会等の行事、保育園児との交流、運動会応援団、音楽会パート練習等）、体験活動（地域団体との様々な交流や地域行事等の体験活動）の機会をいかし、自尊感情と他者理解を育てる取り組みを充実させる。

(4) いじめを取り上げた直接指導

人権週間等との関連をふまえながら、直接いじめについて考え指導する機会を持つ。（人権教育や道徳と関連づけて実施）

(取り組み例)

- いじめをテーマにした児童朝会、人権教育・道徳授業参観日の開催（5月）
- いじめをテーマにした本について「福`っくフレンズ」や教師による読み聞かせ等

(5) 教職員研修

いじめに関わる基本的な知見を深め、教職員自身の人権意識を高めるため、校内研修の充実を図る。

(取り組み例)

- 建部中学校区人権教育研修会の実施
- 国立教育政策研究所リーフレットの配布・回覧等
- 生徒指導研修会で研修した内容の伝達講習
- インターネット上のいじめに対する取組

(6) 子どもを取り巻く大人の意識を変える取り組み

子どもを取り巻く大人の認知（ものの見方・考え方）が子どもに投影されて、いじめや差別を誘発・助長することもある。大人の人権意識を高めることをねらいに、P T Aの福笑プランに位置づけて、学校・P T A協働で企画を考える。

(取り組み例)

- 夏季休業 地区懇談会 話題提供
- 学級懇談会での人権教育ワークショップの試み等

4 いじめの早期発見

いじめは大人の目に見えにくいところで起こりやすく、すべてを発見するのは困難といわれる。教職員や保護者等の周囲の大人が、いじめを見過ごしたり見逃したりしているかもしれないという前提に立って、「認知」に努めることが重要である。

子どもの声なき声・小さなサインを掴む教職員の「読む力」、「おや?」「あれ?」「ん?」と「いつもと違う何か」を感じ取る努力を積み重ねる。また、けんかやふざけ合いの中にも、いじめが発生している場合もあるため、児童の感じる被害性に着目し、いじめに当たるかどうかの判断を行う。その際には、特定の教員で判断することなく、組織として対応する。

(取り組み例)

- 遊び・日記・観察法により「おや?」「あれ?」「ん?」と引っかかったいつもと違う児童の様子・気づきを、終礼や職員会議などで話題にし、組織として対応する。
- 欠席児童名を書いた黒板や保健日誌で、児童の欠席状況や保健室利用の様子等をいち早く把握する。
- 教育相談週間や、4月の家庭訪問、7月の個人懇談、学級懇談等で、心配なことがないか児童・保護者の話を聞く機会を持つ。
- S Cや子ども相談主事が授業参観する機会をもち、指導を仰ぐ。
- 「心のアンケート」（毎月実施）アセス等から、子どもの内面の把握に努める。

5 いじめに対する措置

- ① 万一、いじめの訴えまたは認知があれば、いじめ防止対策委員会・全職員で情報を共有し、学校としての対応の方針を協議する。
- ② 対応方針に沿って、当該児童に聞き取りを行う。

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？
- ◆ いつ、どこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？【期間】

- ③ ②と並行して、「見た」「知っている」等のいじめの情報がないかを調べる。
- ④ 調査結果をふまえた必要な指導・再発防止措置を行う。
 - 当該児童への指導・説諭等 継続的なケア・指導・見守り
 - 学級指導や道徳授業等
 - 養護教諭・担任との教育相談等
- ⑤ 保護者へ経緯と指導内容の連絡・説明を行う。
- ⑥ 深刻ないじめや法を犯す行為については、岡山市教育委員会・警察に連絡・相談し、指導・助言を仰ぎながら対応する。

6 いじめ防止のための取り組みの評価と検証

(評価指標)

- 学校アンケート (総合調査)
 - 「授業がわかりやすく楽しい」
 - 「学校に来るのが楽しい」
 - 「私の学級にはいじめられたり仲間はずれにされたりしている人はいない」等、いじめ防止の学校の取り組みについて学校アンケートを用いて検証する。
- 毎月の生徒指導報告 等

これらの指標をもとに、学期末・年度末に評価・分析を行い、検証と改善に活用する。

7 いじめ防止対策組織

以下の目的のために、常設の「いじめ防止対策委員会」(別表)を設ける。

- 日常的ないじめ防止対策の推進と評価を行い、取り組みの改善を図る。
- いじめ事案発生時、対応の中核を担い、当該児童への指導・ケア・支援を行う。

別表

いじめ防止対策委員会 組織 (案)

いじめ防止対策委員会	委員長	校長	()	生徒指導委員会
	副委員長	教頭	()	
	委員	生徒指導主事	()	
		教務主任	()	
		人権教育担当	()	
		教育相談担当・養護教諭	()	
		当該児童 学級担任・町別担当等	(随時)	
	外部委員 (主任児童委員)			外部委員
	外部委員 (子ども相談主事)			
	外部委員 (スクールカウンセラー)			
	外部委員 (いじめ専門相談員)			
外部委員 (岡山北警察署)				

必要に応じて、外部委員は拡大委員会や臨時委員会に出席する。

8 重大事案発生時の対応

○岡山市「いじめの重大事態※対応の流れ」に沿って、岡山市教委の指導・助言のもと、調査・対応措置を行う。

※重大事態

- 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき